

限度額適用認定証はお持ちですか？

限度額適用認定証または標準負担額減額認定証で、医療費の窓口負担額が、下記のような自己負担限度額までとなります。

《70歳未満の方》

所得区分		3ヶ月目までの 1ヶ月の医療費自己負担限度額	多数該当 (4ヶ月目以降)	食事代 (1食あたり)
ア	標準月額報酬83万円以上	252,600円 + (医療費-842,000円) × 1%	140,100円	460円
イ	標準月額報酬53万~79万円	167,400円 + (医療費-558,000円) × 1%	93,000円	460円
ウ	標準月額報酬28万~50万円	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1%	44,400円	460円
エ	標準月額報酬26万円以下	57,600円	44,400円	460円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	210円 160円*

*過去12ヶ月以内の入院が90日を超えた場合で「長期認定」を受けている方

《70歳以上の方》

- ★「高齢者受給者証」または「後期高齢者医療被保険者証」をご提示ください。
- ★現役並み所得者(3割)の方は、1・2に該当の場合があります。
- ★非課税世帯の方(低所得Ⅰ・Ⅱ)は「標準負担額減額認定証」をご提示ください。

前期・後期高齢者（現役並み所得者）					
所得区分			3ヶ月目までの 1ヶ月の医療費自己負担限度額	多数該当 (4ヶ月目以降)	食事代 (1食あたり)
3割	現役並み所得者 3	年収約1,160万円以上	252,600円 + (医療費-842,000円) × 1%	140,100円	460円
	現役並み所得者 2	年収約770~1,160万円	167,400円 + (医療費-558,000円) × 1%	93,000円	460円
	現役並み所得者 1	年収約370~770万円	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1%	44,400円	460円

前期高齢者・後期高齢者共に現役並み所得者に該当の場合は原則3割負担の計算です。

前期高齢者（70~74歳）					
所得区分			3ヶ月目までの 1ヶ月の医療費自己負担限度額	多数該当 (4ヶ月目以降)	食事代 (1食あたり)
2割	一般（現役並み・低所得に該当しない方）	入院	57,600円	44,400円	460円
		外来	18,000円		
低所得Ⅱ（区分Ⅱ）	住民税非課税	入院	24,600円	/	210円 160円*
		外来	8,000円		
低所得Ⅰ（区分Ⅰ）	住民税非課税 所得が一定以下	入院	15,000円	/	100円
外来	8,000円				

*過去12ヶ月以内の入院が90日を超えた場合で「長期認定」を受けている方

後期高齢者（75歳以上）					
所得区分			3ヶ月目までの 1ヶ月の医療費自己負担限度額	多数該当 (4ヶ月目以降)	食事代 (1食あたり)
2割	一般（課税所得28万円以上かつ 年金収入+その他の合計所得200万円以上）	入院	57,600円	44,400円	460円
		外来	18,000円☆		
1割	一般（現役並み・2割・低所得に該当しない方 （課税所得28万円以下）	入院	57,600円	44,400円	460円
		外来	18,000円		
低所得Ⅱ（区分Ⅱ）	住民税非課税	入院	24,600円	/	210円 160円*
		外来	8,000円		
低所得Ⅰ（区分Ⅰ）	住民税非課税 所得が一定以下	入院	15,000円	/	100円
外来	8,000円				

*過去12ヶ月以内の入院が90日を超えた場合で「長期認定」を受けている方

☆外来の月額上限は18,000円または6,000円+（医療費-30,000円）×10%の低い方を適用

限度額(減額)認定証の取得方法・申請方法

- 当院では、手続き無しで限度額(減額)の情報が取得できます。
限度額(減額)認定証の発行を希望する方は、保険者へ申請手続きが必要となります。

《発行手続き》

- 患者様が加入している、各健康保険の保険者(保険証発行元)へお問い合わせの上、申請をしてください。

国民健康保険	⇒ 市町村役場(国保年金課など)へ
協会けんぽ	⇒ 全国健康保険協会(協会けんぽ)各支部または勤務先(人事担当など)へ
組合・共済	⇒ 各保険組合または勤務先(人事担当など)へ
70歳以上の	⇒ 現役並み所得者(3割)の方は、1・2に該当する場合がありますので 役場(社会保険の場合は、社会保険の保険者)へ申請してください 住民税非課税世帯の方は、「標準負担額減額認定証」の申請を役場へ

- 保険料を滞納されている場合は、取得できない場合もありますので、詳しくは各保険者へお問い合わせください。

申請から交付まで、1週間程度かかる場合もありますので、
お早めに申請をお願いします

- 認定証が届きましたら、下記窓口までご提出ください。

《当院提出窓口》

1階受付1番窓口	：	平日8:30~16:45、第1・3土曜:8:30~12:30
1階救急センター受付	：	上記時間以外の夜間帯および休診日終日

※病院へ提出が確認されない場合には、適用されませんのでご注意ください。

《注意点》

入院、外来別々での計算となり、それぞれ1ヶ月ごと(1日~末日まで)の受診について計算します。また、医療機関ごとでの計算となります。医科と歯科も別々で計算となります。食事代および個室代(室料差額室代)や文書料などの実費徴収分は対象外となります。適用開始日や有効期限にご注意ください。(申請した月からの適用となります。)